

## 教育機関からみた他機関との連携

—個人情報の活用と配慮について考える—

伊 藤 由 美 小 林 倫 代

(教育相談センター)

### 1. はじめに

文部科学省は平成13年度から「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」を実施している。この事業は、障害のある子どもに一貫性のある相談支援をおこなうため、福祉、保健、医療等と連携した教育相談支援体制を整備することが目的となっている。これを受け、全国のモデル地域では地域の特性に応じたプランの作成と検討がおこなわれているが、実際に、福祉、保健、医療といった領域の異なる機関がスムーズに連携を取ることのできるシステムを作るには多大な努力が必要となる。子どもの発達に応じ、必要とされる時に複数領域の機関で支援をおこなうためには、機関同士が日常的に連絡を取り合うことが求められる。また、相談機関や相談担当者は個人情報をめぐり、個々の相談者にとって最善の方法を考えることが求められる。

障害のある子どもの場合、成長に伴い複数の医療機関や療育機関に通うことが多い。その度、保護者は生育歴や現在の子どもの状態を語ることになり、保護者の中には「行く先々で何度も発達経過等の情報を聞かれるのは負担になる。機関同士で情報を共有できるような方法があるとよい」という意見もある。しかしその一方で「必要以上の情報を知られたくないし、知らないうちに情報が流れてしまい不利益が生じるのでは」と心配する意見もあり、保護者のパーソナリティや、子どもの発達、障害の状態等によって個人情報の扱われ方に対する考え方には大きな差がある。こうしたことから、多くの「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」モデル地域では、手帳等を利用し子どもの個人情報（相談の記録等）の管理を保護者に任せるという方法がすすめられている。しかし、この場合、保護者により情報が守られるという利点がある反面、保護者の取捨選択も可能になるため、場合によっては、客観的な情報が減り、子どもに適切な対応がされない可能性がでてくるのではという不安もある。保護者が情報の取捨選択をおこなった場合、子どもに必要な発達援助が与えられなくなるだけでなく、保護者にとっても、子どもの障害と向き合えるようになった時に後悔の念にかられることもある。それゆえ、個人情報の管理と活用は保護者に一任してしまうのではなく、保護者へのフォローアップの役割を担う機関が

行うことも視野に入れ考える必要があるのではないだろうか。

“個人情報の取り扱いの慎重さ”という中には、情報そのものを慎重に取り扱うということだけでなく、相談時の保護者の心情と、将来的な子どもと保護者への心的なフォローアップまでを視野に入れ、情報と向き合うという姿勢までが含まれる。だが、全ての子どもと保護者にとって一様に適切な方法などなく、相談の連携体制作りとそこで共有される個人情報の取り扱いについては、相談担当者や相談機関にとっては非常に難しい課題といえる。

このような現状を踏まえ、平成14年度に個人情報の取り扱いを中心に、連携の現状を把握するため、教育機関と他の教育機関、医療・保健機関、福祉機関との連携について調査をおこなった。<sup>1)</sup>結果の全体的な傾向は既に報告しているが、本論文では、調査から得られた結果をもとに、教育機関が他機関と連携をとる場合、他機関から得た個人情報をどのように活用しているのかという視点で整理し直した。ここから、個人情報を共有する際の配慮を含め、一貫性のある教育相談をすすめるため、個人情報をどのように保護・活用していくべきかを考えたい。

### 2. 調査の結果から

平成14年11月に本研究所で実施した教育相談講習会を受講した教育センター職員及び教員等の合計51名を対象に「教育、医療・保健、福祉との連携」について質問紙調査を行い、49名から回答を得た。ここでは、アンケート調査の回答者をその所属により、教育センター（県特殊教育センター、教育委員会）と学校（盲・聾・養護学校、特殊学級、通級指導教室）の2つに分けた。また、連携先機関については、「教育センター」と「学校」を「教育機関」、「病院」と保健センター等の「保健機関」を「医療・保健機関」、「療育機関」と児童相談所や福祉課等の「福祉行政」を「福祉機関」とした。

本稿では、「教育センター」と「学校」が他の教育機関、医療・保健機関、福祉機関から得た個人情報をどのように活用したり、その際にどのような配慮をしているかについて整理し、比較検討する。

## 1) 個人情報の活用

教育機関で他領域の機関から得られた個人情報をどのように活用しているのかについて、自由記述で回答を得た。その結果をまとめ、「教育センター」と「学校」が「教育機関」、「医療・保健機関」、「福祉機関」の各領域から得た情報の活用方法を比較したものが表1である。

領域ごとの活用方法の特徴を教育機関からみていく。教育センターでは「必要に応じ経過や情報を確認をするための資料」や「アセスメントと援助方法を考える資料」として活用されることが多く、学習面や心理面のサポートをするために情報を必要としている。学校では「学習の指導方法を考えるため」「子ども、保護者への対応等の参考資料」として情報が活用されることが多いことから、学習指導や指導の際の子どもへの関わり方に必要な情報を必要としていることが考えられる。

医療・保健機関から提供される情報は「子どもの障害や状態を理解したり、配慮すべきことを知るため」や「指導や支援の方法を考えるため」に利用されることが多く、教育センター、学校のいずれも子どもの障害や状態を知ることが最も大きな目的のようである。また学校では「医療機関からのアドバイスを学年で共通理解するため」「医療機関と連携支援するために情報を共有するため」にも活用されており、子どもを支えるために校内や医療機関と情報を共有することも目的とされている。

福祉機関から提供された情報の活用内容は、「就学相談の際の資料として」「相談を進めていく上での参考」「指導方法の手立てとして活用」「子どもの理解の一助として」「学校等への支援に役立てる」の大きく5つに分けられるものだった。子どもが乳幼児期に通っていた療育機関や児童相談所からの情報が中心となるため、子どもの発達初期からの情報を知り、相談や指導に活用していくという、子ども

を知るための資料として活用されることが多いようである。

このように、連携先機関の領域によって情報の活用の方法に違いがあることが分かった。

さらに、教育センターでは「教育相談」として子どもに関わるのに対し、学校では「指導」として子どもに関わることが多くなるという、関わり方の違いから、教育センターは子どもの実態を知るための情報、学校では今、指導しようとしていることに対しての具体的な情報が求められるのではないかと推察される。

## 2) 個人情報の提供内容

次に他機関に情報提供をする場合に、どのような内容を提供するかを複数回答で求め、回答者の所属機関と連携先機関ごとに分析した。なお、回答者の所属は、教育センター、教育委員会を「教育センター」とし、養護学校、特殊学級、通級指導教室を「学校」として分類した。提供する情報の内容を、①名前、所属、連絡先、②検査結果、③診断・障害名、④環境（家族構成、生育歴、家庭の様子等）、⑤機関での見立てと対応（以下、見立て）の5項目に分けて示し、この中から回答を求めた。その結果、サンプル数は少ないが、次に示すような傾向が見られた。

### (1) 教育機関から教育機関へ

教育機関から教育機関に連絡を取る場合、教育センター（23件）からも、学校（11件）からも学校に対し連携を求めることが多いようである。また情報内容については、「名前・連絡先」といった紹介の際に必要な基本情報が、教育機関同士の半数以上で伝えられている。その他の情報については、連携先を問わず、教育センターからは半数以上の機関で「検査結果」や「見立て」が伝えられ、学校からは「診断」が6機関、「環境」「見立て」といった情報が4機関で伝えられている。逆に、学校から学校には「検査結果」

表1 領域別により他機関にから得られた個人情報の活用方法

	教育センター	学 校
教 育 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ経過や情報を確認をする</li> <li>・アセスメントと援助方法を考える資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導計画を考える</li> <li>・子ども、保護者への対応等の参考資料</li> </ul>
医療・保健機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの障害や状態の理解、配慮事項を知る</li> <li>・指導や支援の方法を考える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの障害や状態の理解、配慮事項を知る</li> <li>・指導や支援の方法を考える</li> <li>・医療機関からのアドバイスを学年で共通理解</li> <li>・医療機関と連携支援するために情報を共有</li> </ul>
福 祉 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学相談の際の資料として</li> <li>・相談を進めていく上での参考</li> <li>・指導方法の手立てとして活用</li> <li>・子どもの理解の一助として</li> <li>・学校等への支援に役立てる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談を進めていく上での参考</li> <li>・指導方法の手立てとして活用</li> <li>・子どもの理解の一助として</li> </ul>

表2 提供する情報の内容（教育機関から教育機関への場合）

連携元	連携先	名前・連絡先	検査結果	診断	環境	見立て
教育センター	教育センター	2機関	1	0	0	2
	学校	23機関	16	8	6	12
学校	教育センター	4機関	3	2	2	2
	学校	11機関	7	6	4	4

表3 提供する情報の内容（教育機関から医療・保健機関への場合）

連携元	連携先	名前・連絡先	検査結果	診断	環境	見立て
教育センター	病院	22機関	14	11	4	5
	保健機関	3機関	1	1	1	0
学校	病院	14機関	8	5	4	7
	保健機関	3機関	1	1	1	1

表4 提供する情報の内容（教育機関から福祉機関への場合）

連携元	連携先	名前・連絡先	検査結果	診断	環境	見立て
教育センター	療育機関	12機関	8	2	2	6
	福祉行政	9機関	5	3	2	3
学校	療育機関	3機関	2	2	1	3
	福祉行政	7機関	4	2	4	2

を、教育センターから学校には「環境」に関する情報はあまり提供されていないようである（表2）。

## （2）教育機関から医療機関へ

医療機関については、公立・私立病院と校医を「病院」、保健センター等を「保健機関」として分類した。教育センター、学校とも連携をとっている医療機関としては病院が多く、36機関が病院との連携を持っていた。また、教育センターにおいては公立病院や大学附属病院との連携が多く、学校においては、既に子どもが診療を受けている病院や校医と連携を取る場合もあった。病院から依頼された場合、半数以上の学校は「名前・連絡先」といった基本情報をはじめ、「見立て」や子どもの「環境」についての情報を提供している。一方、教育センターにおいては「名前・連絡先」や「検査結果」については半数以上の機関で伝えているものの、その他の情報については4、5機関しか提供していないという結果であった。保健機関との連携においては、回答が少なく傾向を捉えることは難しかった（表3）。

## （3）教育機関から福祉機関へ

福祉機関においては、療育センターや通園施設を「療育機関」、児童相談所、福祉課を「福祉行政」とし、表4に結

果をまとめた。

教育機関から福祉機関を紹介する際には、半数以上の機関で「名前・連絡先」を提供しており、次いで「見立て」に関する情報の提供が多くなっている。連携先別に見ると、教育センターから療育機関へは「名前・連絡先」が8機関、「見立て」が6機関と半数以上から提供されている。「診断」については療育機関、福祉行政共2機関しか伝えられていない。

学校から福祉行政に対しては「環境」を伝えることが5機関と多いのに対し、「検査結果」「見立て」を伝えることは少なく（共に2機関）、学校は、子どもの状態を捉えるため検査の必要性を感じ、それを基に見立てをするために福祉行政を紹介することが推察される。

## 3) 個人情報を共有する際の配慮

次に個人情報を他機関に提供する場合、もしくは他機関と共有する場合の配慮について取り上げる。

情報を提供する際の配慮の方法として「保護者・本人の了解」、「保護者・本人への内容の確認」、「検査結果の傾向のみ伝え、数値は伝えない」の3つを項目として挙げ回答を求めた。その結果、「検査結果の傾向のみ伝え、数値は伝えない」については全体で7件しか解答がなかったため、

ここでは「保護者・本人の了解」と「保護者・本人への内容の確認」の結果についてのみ取り上げることとした。

回答は、来談者の状況により配慮の方法も異なることを考え複数で求め、その結果は、「保護者・本人への了解」について図1に、「保護者・本人への内容の確認」について図2に示した。両グラフとも教育機関を「教育センター」と「学校」、医療・保健機関を「病院」と「保健機関」、福祉機関を「療育機関」と「福祉行政」とそれぞれ内訳ごとに示したが、機関の領域別に傾向を捉える場合には、「教育機関」、「医療・保健機関」、「福祉機関」というまとめで示すこととした。

情報提供をする場合の配慮として、教育機関から「教育機関」と「福祉機関」へは内容確認を取ることが多く、教育センターへの紹介の場合には教育センターからは100%、学校からは92.3%とその傾向は非常に高かった。「福祉機関」においても、教育センター、学校とも療育機関には約67%が、福祉行政には教育センターから70%、学校から62.5%と多くの機関で内容確認が取られているという結果であった。

一方、「医療・保健機関」の場合、病院に提供する際には、教育センター、学校とも75%以上が保護者に情報提供

の了解を取ることで対応している。しかし、保健機関への配慮の方法については、教育センターで約70%が保護者への了解を取ることで対応しているが、学校では約70%が提供する内容を保護者に確認してもらうことで対応している。ここから、「病院」と「保健機関」とでは業務の内容や位置づけが異なるためか、情報提供する際には保護者への配慮の方法に違いがあることが分かった。

### 3. 個人情報の活用と配慮

調査結果をふまえ、機関間の個人情報の活用と配慮について考察する。

本稿「2. 2) 個人情報の提供内容」で述べたように、教育機関から他機関に情報を提供する場合、教育センター、学校とも子どもの「名前・連絡先」は多く伝えている。しかし、「検査結果」「環境」「見立て」といったその他の情報についてはあまり提供されておらず、紹介時にはあまり詳細な子どもの様子は伝えていないことが分かった。その傾向は教育センターにやや強いようであるが、学校との間に特別大きな差は見られない。

だが、配慮についてはやや異なっており、情報提供の際、教育センター、学校とも「教育機関」と「福祉機関」へは保護者に内容を確認してもらうことが多く、「医療・保健機関」へは保護者の了解を得ることが多かった。「医療・保健機関」の中で、学校からの情報提供に対し保護者に「内容確認」が多くおこなわれている「保健機関」と「療育機関」、「福祉機関」においては、子どもが就学する前に相談をした可能性の高い機関という点で共通していると言えよう。また、病院と保健センター、療育機関、児童相談所との違いについては、連携先機関が福祉機関か、医療機関かにより異なる。さらに、医療機関であっても、保健センターは地域に根ざす機関としては、病院よりも身近な存在として感じられていることが推察される。以上のことから、他領域機関との連携において情報提供をおこなう際、教育機関側が連携先に感じている身近さが、保護者への情報提供の求め方に影響していると考えられる。

一方、教育センターと学校においては、教育機関という同じ領域の機関であるため非常に身近な存在である。調査結果からも他領域の機関より教育機関同士の方が多く連絡が取られているという結果が示された。しかし、機関領域の繋がりや強さが連携の取りやすさや支援のしやすさに全て繋がるとは言えない。例えば、機関と保護者との関係を考えた場合、保護者によっては、個人情報が容易に流れてしまうのではないかという不安が引き起こされる可能性も大きくなる。その結果、機関側は、「内容確認」までしない

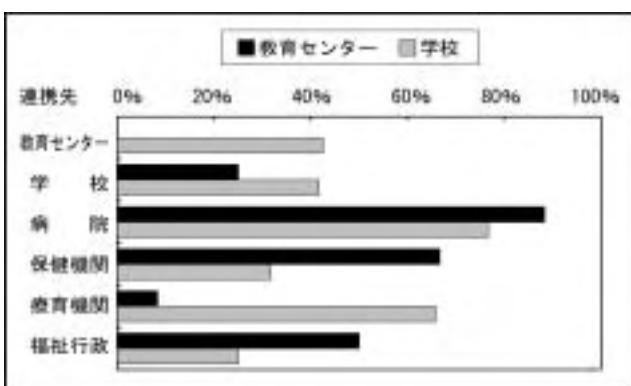


図1 保護者・本人への了解

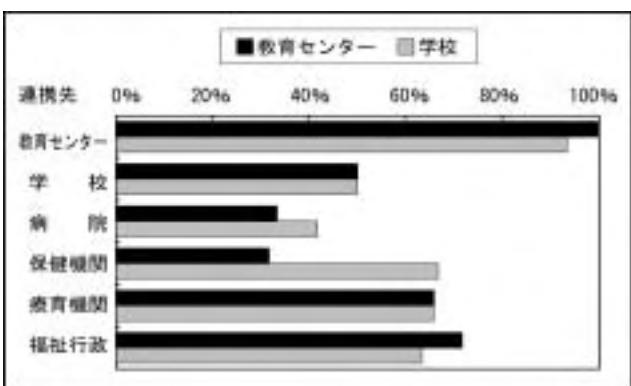


図2 保護者・本人への内容の確認

と情報提供に保護者の了解が得られない可能性や、逆に「内容確認」をしてもらうため、詳細な内容が連携先機関に伝えられない可能性がでてくる。実際、他の教育機関を紹介する際に、個人情報を提供しない学校は、「保護者への了解の取りにくさ」を理由として挙げている。保護者のパーソナリティーや子どもと保護者が置かれている状況によっては、連携支援そのものを拒否される場合も考えられる。保護者や子どもと機関との関係は情報提供の了解に大きく影響しており、特に子どもや保護者との関係が密接な学校では、個人情報を出すことに対し慎重さが求められる。

次に情報活用について取り上げる。教育センター、学校とも、医療・保健機関と福祉機関から得られた情報は、主に「子どもの障害や状態を理解するため」「配慮事項を知り指導や支援の方法を考えるため」という目的で活用されている。一方、教育機関同士においては、教育センターで、学校から得られた情報を主に「心理面へのサポートを通じ、学習や日常生活をより充実させるため」に、学校では教育センターから得られた情報を「学習への指導を中心として直接的な援助をするため」に活用している。このように、他領域の機関から得られた情報の活用方法に違いは認められなかつたが、教育機関同士では機関の役割により違いが見られた。

では、保護者の視点で考えてみるとどうであろうか。多くの保護者は、より良いサービスを受けるためなら子どもの情報が他機関と共有されることを拒否しないだろう。しかし、子どもの障害を受け止めきれない時期、障害を認めつつも将来について不安を強く感じている時期の保護者は、他機関との連携について前向きに考えるより、できれば色々な機関に情報を知られたくないと思う可能性が高い。また、保護者が納得できるようなことを言ってくれる機関が見つかるまで多くの機関を巡ることもあり、そのような場合にも情報を他機関に伝えられたくないと思うことが推測される。こうした状況にある保護者へ配慮しつつ子どもへの支援をおこなうためには、連携にのみ目を向けるのではなく、まずは保護者への支援を中心に支援方法を考える必要がある。何故なら、子どもは常に保護者とともににあるからである。

「他機関との連携支援のために」とおこなった情報提供が、結果的に子どもにとって不利益になったと感じられたり、保護者の気持ちの混乱に結びつくのでは支援ではなくくなってしまう。かといって、保護者の気持ちに配慮しすぎて必要な情報を連携機関と共有することができないことで、結果的に子どもの支援に繋がらないという可能性も出てくる。それゆえ、支援に結びつく情報の共有をおこなうために、子どもを中心とした環境の支援方法を考えること、その上で連携のための情報の保護と活用のバランスを考え

ることが重要だと思われる。

そこで、紹介元の機関では、情報提供に際し以下の2つの事項をおこなうことが必要ではないかと考える。

1つは、「子どもと家族の置かれている状況」「保護者の気持ち・パーソナリティー」「子どもへの支援の必要性・緊急性」等に基づいて、「どのように情報が支援に必要なのか」「どのような方法で連携先に情報を提供するか」を考え、その上で保護者との連携とそのための情報提供について話し合い了解を求める。

2つめは、連携先の機関から情報の提供を求められた場合、情報の提供元の判断で提供内容を考えるのではなく、「どのような活用をするために」「どのような情報を求めているのか」をまず連携先に確認すること。さらに、保護者に了解を得る際にも、「何故、このような情報を他機関に伝えるのか」「提供先機関からどのような目的のために情報の提供を求められたのか」—どのように情報が活用されるのか」を伝え、保護者の了解を求める。

こうした配慮が、保護者の不安や不信感の軽減に繋がり、その結果、連携先への必要な情報の提供に結びつき、子どもへの支援に繋がると考える。相談担当者は、まず保護者に安心してもらえるような努力をすることが求められるのではないだろうか。

#### 4. おわりに

平成14年に策定された障害者基本計画<sup>8)</sup>の中で「障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画（個別の支援計画）を策定して効果的な支援を行う」と述べられている。障害のある子どもの場合、1つの機関で子どもの成長に寄り添い続け、子どもの全ての側面をカバーできる訳ではない。子ども1人をできる限り的確に捉え、支援の方針を考えていくためにも、さらには実際に支援をおこなうためにも、教育、医療、福祉の専門機関が連携を取ることが重要である。

連携をおこなうためには、機関側は保護者の了解が得られた時にスムーズに連携が取れるような準備をしておく必要がある。そのためには、日常から機関同士で自然に連絡を取り合えるような関係作りが必要であり、また、他機関で働いている人たちの専門性を尊重することが大切である。他機関の専門性を尊重するため相談機関にとって大切なことは、自分の所属している教育機関で何ができるかを明確にし、支援の難しい部分は他機関に依頼することではないかと考える。

指導を中心としてきた教育機関で、指導だけでなく相談という関わりも求められることになった。目標も目標達成

のための方策も教える側にある「指導」と、主訴も主訴に対しての解決も相談者の側にあり、相談者の解決の過程に寄添っていくことが担当者に求められる「相談」とでは、取るべき役割が対極にある。そのため、「指導」を中心に行ってきた教育センターや学校では、個々の相談者に対しどのような役割を求められており、どのように関わればよいのかに迷うことが多いであろう。こうした状況の中で、子どもと保護者にとって必要な支援を目指めること、そしてその支援のために相談機関で何ができるかを考えること、その上で、必要な情報を他機関から得て活用したり、他機関に提供したりすることが必要となる。

活用と配慮は両輪である。活用にばかり目を向けていると結局、担当者にとっての情報活用になってしまい、子どものための情報活用とはならない。逆に配慮にばかり目を向けすぎると情報が意味を持たない表面的なものになってしまう可能性がある。教育機関は、他機関との連携の中でどのような位置づけにいるのかを明確にすること、そして、柔軟性のある個人情報の活用と配慮方法を考えていくことが求められている。

#### 参考文献

- 1) 伊藤由美・小林倫代：教育機関からみた他機関との支援—連携の取り方と情報の扱いの現状—，一般研究報告書「ライフサイクルに応じた一貫性のある教育相談支援－家庭養育から学校教育に至る教育相談活動を中心に－」独立行政法人 国立特殊教育総合研究所, 3-15, 2003.
- 2) 伊藤由美・小林倫代：教育機関間における相談の現状－教育センターと特殊教育諸学校等における個人情報の扱い－，日本特殊教育学会第41回大会発表論文集, 323, 2003.
- 3) 大柴文枝：相談事例にみられる「連携」の諸問題－連携のあり方と個人情報の交換をめぐって－，特別研究成果報告書「自閉症児の早期療育・教育における連携システムに関する研究」国立特殊教育総合研究所, 53-63, 1999.
- 4) 大柴文枝他：個人情報の取り扱いに関する調査研究（その1）－教育相談における現状を中心－，日本特殊教育学会第38回大会発表論文集, 465, 2000.
- 5) 小笠原愈：幼児期から学校卒業後までの一貫した相談支援の在り方，特別支援教育No. 4, 4-8, 2001.
- 6) 高度情報通信社会推進部個人情報保護検討部会：「我が国における個人情報保護システムの在り方について（中間報告）」，1999.
- 7) 小林倫代・伊藤由美：教育機関と福祉機関との連携の実態－教育相談担当者のアンケートから－，日本教育心理学会第45回大会論文集, 99, 2003.
- 8) 内閣府：「障害者基本計画」，2002.
- 9) 早坂方志他：特殊教育における個人情報の保護と情報活用の課題，国立特殊教育総合研究所研究紀要 第28巻, 33-42, 2001.